

中小企業倒産防止共済制度
【特色】 取引先倒産の場合の資金手当をします
 ① 貸付額最高 2,100万円
 ② 無担保・無保証人・無利子
 ③ 挂金は掛金(法人または必要経費(個人)に算入できます。
 ④ 挂金は掛捨てではありません。
 *詳細は指導2課へ(☎37-3131)

宇都宮

会議所ニュース

(会員購読料は会費の中
に含まれています。)

発行所

宇都宮商工会議所

宇都宮市中央3-1-4

〒320 ☎ 37-3131

編集兼発行人 橋本邦男

印刷所 ショウワ印刷株

宇都宮市の人口 396,185人

当会議所会員数 5,864人



〔昭和59年度収支予算〕

一般会計 中小企業相談所特別会計

収入の部	(単位・円)	収入の部	(単位・円)
勘定科目	本年度予算額	勘定科目	本年度予算額
1. 会費	72,006,000	1. 补助金	101,900,000
2. 事業収入	20,690,000	2. 一般会計	10,000,000
3. 交付金	6,950,000	3. 各種団体負担金	2,440,000
4. 委託料	600,000	4. 手数料	10,709,000
5. 手数料	100,000	5. 過年度収入	1,000
6. 寄付金	1,000	6. 繰越金	3,000,000
7. 負担金	2,500,000	合計	128,050,000
8. 雑収入	2,960,000		
9. 繰入金	1,000		
10. 繰越金	26,000,000		
合計	131,808,000		

支出の部 (単位・円)

勘定科目	本年度予算額
1. 事業費	37,780,000
2. 管理費	78,837,000
3. 繰入金	13,191,000
4. 予備費	2,000,000
合計	131,808,000

科学の医療温泉

ラドン泉に入り、ゆっくりご宴会

夜間割引 5時から ¥1,000

【適応】 更年期症・糖尿病・動脈硬化とコレステロールの減少・高血圧と低血圧の正常化
 神経痛・痛風・腰痛・リューマチの根治・関節痛・ぜんそく・むちうち症・痔
 公害病・視力障害・麻痺による歩行困難・美容など.....

お花見ご宴会パック

¥ 3,500 (酒1本付)

¥ 4,500 (酒1本ビール1本付)

¥ 5,500 (酒1本ビール1本付)

○その他ご予算に応じ受けたまわります。

○ご宴会に限り、ラドン泉無料サービス。

○10名様以上無料送迎致します。

○ご宿泊は¥6,500円より承まわっています。

皆様のご来苑を、心からお待ち申し上げます。

昭和59年度
常議員会
通常総会

豊かで住みよい地域社会を創造 県都の街づくりを推進

豊かで住みよい地域社会を創造
県都の街づくりを推進

59年度
事業実施計画
1. 地域経済の発展と市民福祉の向上のため経済動向の実態に即し、適時適切な政策提言、意見活動を行う。

2. 県都に相応しい街づくりを推進する。このため調和ある都市

3. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

4. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

5. 小規模事業者に対する相談、嘱託

6. 高労働社会に対応した中高年雇用の促進
新規学卒者雇用機会の確保等雇用政策の充実をはかる。

7. 豊かで住みよい地域社会の創造をめざした地域活動の推進をはかり、あわせて社会一般の福祉の増進に貢献する。

8. 情報化社会に対応し、情報の収集、とくにニーメディア等に関する教育・研修事業を充実する。

9. 各種検定事業の発展を通じて商工技術、技能の向上をはかる。

10. 広報活動の強化充実ため会議所ニュースの一層の充実、取組など、とくにニーメディア等に関する教育・研修事業を充実する。

11. 商工会議所の組織及び活動の強化をはかるため、会員組織の拡大、職員研修の充実につとめることとともに、青年部活動をさらなる発展を目指し地域開拓の推進をする。

12. 公共事業の仲介を通じ財政悪化により経営取扱いの黒字幅は史上最高となり、このように、わが国経済は順調に回復基調に転じる管内中小企業を見方が強い。その一方、国及び地方公共団体を通じ財政悪化により年次は主として民間需要の自律回復に期待する年となる。

13. 一方、國及び地元の経営改善のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

14. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

15. 小規模事業者に対する相談、嘱託

16. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

17. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

18. 小規模事業者に対する相談、嘱託

19. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

20. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

21. 小規模事業者に対する相談、嘱託

22. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

23. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

24. 小規模事業者に対する相談、嘱託

25. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

26. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

27. 小規模事業者に対する相談、嘱託

28. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

29. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

30. 小規模事業者に対する相談、嘱託

31. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

32. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

33. 小規模事業者に対する相談、嘱託

34. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

35. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

36. 小規模事業者に対する相談、嘱託

37. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

38. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

39. 小規模事業者に対する相談、嘱託

40. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

41. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

42. 小規模事業者に対する相談、嘱託

43. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

44. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

45. 小規模事業者に対する相談、嘱託

46. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

47. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

48. 小規模事業者に対する相談、嘱託

49. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

50. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

51. 小規模事業者に対する相談、嘱託

52. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

53. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

54. 小規模事業者に対する相談、嘱託

55. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

56. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

57. 小規模事業者に対する相談、嘱託

58. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

59. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

60. 小規模事業者に対する相談、嘱託

61. 中小企業の体質の強化と経営の安定のため、診断事業、倒産防止対策の拡充・福祉事業の強化をはかると共に中小企業の若年後継者の為の研修を実施する。

62. 大企業と中小企業の事業の適正な調整につとめ、とくに商業活動調整機能の強化をはかる。

63. 小規模事業者に対する相談、嘱託

64. 中小企業



「特定退職金共済制度」は、退職金制度のない事業所、または制度があっても退職金の積立が十分になされていない事業所の為に、商工会議所が国の承認を得て実施している共済制度です。中小企業にとつて確立しづらい退職金制度

特定

商工会議所 福祉共済制度

卷之三

福利厚生と 雇用の安定に

An illustration showing a man in a suit and tie sitting at a desk, gesturing towards another man who is seated across from him. A thought bubble above the second man contains four stylized faces. The background features a large green checkered pattern.

◇退職一時金
　加入従業員が退職した時、退職一時金が支払われます。
◇死後退職一時金
　加入従業員が死亡した時、退職一時金に加入口数1口あたり1万円を加算した金額が支払われます。

ます。帳簿の記入・年末調整・算などについて、ご相談下さい。
◎記帳継続指導
一年を通して4～5回お呼びして、記帳の仕方を指導します。

	無 料	専門相談日
相談員・弁護士	13時半～16時半	第2・4火曜日
相談料	10	1
		法律

	第2水曜日	4月11日	員・税理士 時～16時
相談員・弁理士	第1・3金曜日	4月6日・20日	10時～16時

なんでも相談	パソコン・マイコン・ OAの基本や導入・ プログラム作成など	賃金・就業規 作り方などの「...」 問題の解決に応 す。
第3水曜 15時半 相談員 コンピュ ー	第3水曜・4月18日 16時半	第3水曜・4月18日 16時半

19日 労務のじま

